

議員提出条例における検討条項一覧

◎子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県地域産業振興条例（平成十七年三重県条例第八十二号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の規定については、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

◎三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）

附 則

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

◎三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）

（検討）

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十八年三重県条例第八十四号）

附 則

- 1 （略）
- 2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎三重県地域づくり推進条例（平成二十年三重県条例第三十二号）

附 則

- 1 （略）
- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

◎三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）

附 則

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 （略）
（見直し）
- 4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。